第十八条第四項中「において準用する」を「の規定により読み替えて適用される」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同法第百三十一条第二項及び第三項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を準用する。

第十八条第五項中「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同条第六項中「所得税法第百三十一条第二項及び第三項」を「前項の規定による復興特別所得税の延納の許可をする場合においては、所得税法」に、「並びに」を「及び」に、「規定は、前二項の規定による復興特別所得税の納付の延期又は延納の許可について準用する。この場合において、同法第百三十二条第二項」を「規定の適用については、同項」に、「「所得税に」を「同項ただし書中「所得税」に、「に」と読み替えるもの」を「」と、同法第百三十三条第一項中「所得税の額及び」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額の合計額並びに」と、同条第二項中「所得税の額」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる復興特別所得税の額の合計額」と、同法第百三十四条第一項中「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と、同項第一号及び第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同法第百三十七条中「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と、「所得税の額」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額の合計額」」に改め、同条第十四項に後段として次のように加える。

この場合において、第三項中「同項」とあるのは、「第十三項」と読み替えるものとする。

第十九条第七項中「から第五項までの」を「、第三項及び第四項の」に改め、同条第十一項に後段として次のように加える。

この場合において、第六項中「同項」とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。

第十九条第十二項中「から第十項まで」を削る。

第二十一条第六項中「第百五十一条の五第一項」を「第百五十一条の六第一項」に改める。

第二十三条第七項中「から第五項までの」を「、第三項及び第四項の」に改める。

第二十七条中「百分の二・一」を「百分の一・一」に改める。

第二十八条第一項中「第三十七条の十四の二第八項」を「第三十七条の十四第八項」に、「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「、第四十一条の三の七第一項若しくは第二項又は第四十一条の三の九第一項若しくは第二項」を削り、「これら」を「同項」に、「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同条第五項中「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同項各号及び同条第六項中「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に改め、同条第九項中「百二・一分の二・一」を「百一・一分の一・一」に、「百二・一分の百」を「百一・一分の百」に改める。

第二十九条第一項各号中「所得税の額及び」の下に「当該所得税に係る」を加える。

第三十条第一項第二号中「又は第四十一条の三の八第一項」を削り、「これら」を「同項」に、「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同条第二項中「所得税法第百九十一条から第百九十三条までの規定は、」を削り、「ついて準用する。この場合において」を「おいては、所得税法第百九十一条から第百九十三条までの規定の適用については」に改め、「平成二十三年法律第百十七号。」及び「と読み替えるもの」を削り、同条第三項中「準用する所得税法」を「適用される所得税法」に改める。

第三十二条第一項中「限る」の下に「。次項において同じ」を加える。

第三十三条第一項の表所得税法の項中「（平成二十三年法律第百十七号）第十八条第六項」を「第十八条第四項」に改め、「準用する場合」の下に「並びに同条第六項の規定により適用する場合」を加え、同表租税特別措置法の項中

第九条の六第一項	所得税の額	所得税及び計額
第九条の六第三項	所得税の額	所得税及び計額
	同法の	同法及び東財源の確保
	ついては、同法	ついては、
第九条の六第四項及び第九条の六の二第一項	所得税の額	所得税及び計額
第九条の六の二第三項	所得税の額	所得税及び計額
	同法の	同法及び東財源の確保
	ついては、同法	ついては、
第九条の六の二第四項及び第九条の六の三第一項	所得税の額	所得税及び計額
第九条の六の三第三項	所得税の額	所得税及び計額
	同法の	同法及び東財源の確保
	ついては、同法	ついては、
第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第一項	所得税の額	所得税及び計額
第九条の六の四第三項	所得税の額	所得税及び計額
	同法の	同法及び東財源の確保
	ついては、同法	ついては、
第九条の六の四第四項	所得税の額	所得税及び計額

」に改める。